※10月28日Q＆A更新

地域科学技術実証拠点整備事業
公募説明会

2016年10月24日

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

地域科学技術実証拠点整備事業

平成28年度補正予算額：150億円

地域の大学・公的研究機関等で生まれた研究成果を事業化につなげ、**地域が成長しつつ一億総活躍を実現**していくために、企業と大学・公的研究機関等が連携し、**研究等の成果を実証するための施設・設備を整備**する。大学・公的研究機関等を拠点として研究室、複数企業及び地方自治体が一つの施設等に結集し、**産学官連携体制を強化し、民間資金を呼びこみつつ、地域で生まれた研究開発成果の地域による事業化の実現**により、**地域の雇用創出と経済活性化**を目指す。

「一億総活躍社会の実現の加速」
科学技術イノベーションにより、民間資金を呼び込みつつ、産学が連携して地方創生を実現し、雇用の創出と地域経済の活性化を目指す

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）
5.「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向
（11）地方創生 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」に基づき、ローカルアベノミクスの推進、（略）、地域特性に即した課題解決を進め、人口減少と地域経済の縮小を克服する。
（15）イノベーション創出・チャレンジ精神にあふれる人材の創出
産学連携の体制を強化し、企業から大学・研究開発法人への投資を、今後10年間で3倍に増やすことを目指す。

拠点の要件例

- ✓ すでに有望な技術シーズがある場合などで、地域の産学官が一つ屋根の下で、技術シーズ等の実証の加速が行われ、地域経済を活性化する産学官連携拠点
- ✓ 域外資源を取り込み、地域企業等と民間資金を呼び込みながら地域での実用化を目指し、地域経済を活性化する産学官連携拠点

支援規模・内容

- ➢ 施設及び設備を整備する場合…１拠点あたり最大第10億円程度
- ➢ 施設のみ整備する場合…１拠点あたり最大10億円程度
- ➢ 設備のみ整備する場合…１拠点あたり最大６億円程度

具体的な実施事例

①施設整備：地方大学等の基礎研究等の成果を踏まえ、既存の研究施設では、学術研究のみで産学共同研究が進まない場合に産学連携イノベーション施設を増改築等

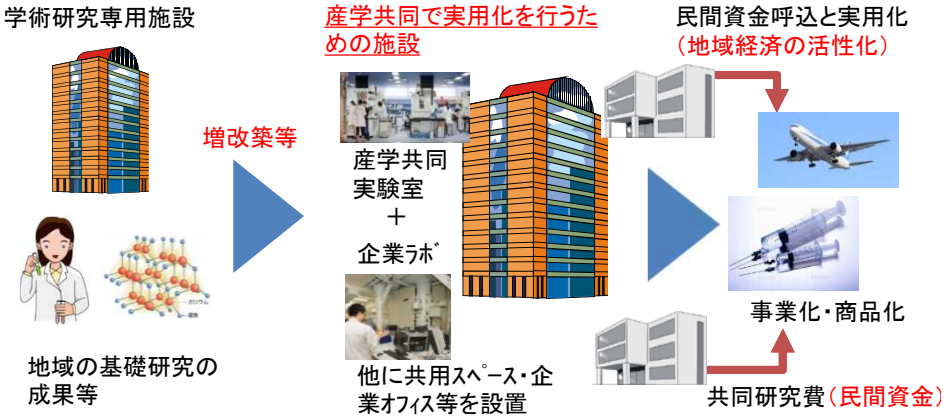

②設備がないことにより、地方の基礎研究成果を踏まえた産学共同研究が進まない場合に産学が利用する設備の整備

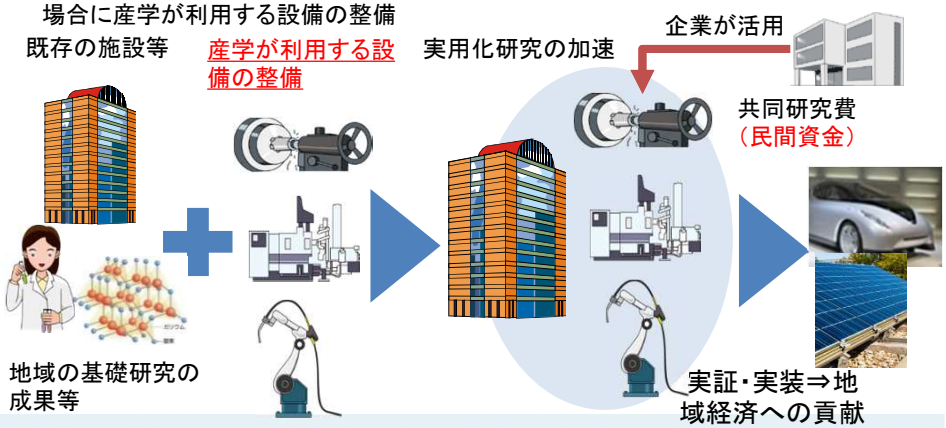

Ⅰ．趣旨･目的(P1)

・ 地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。地方創生を実現するために、科学技術イノベーションが果たす役割は極めて重要です。

・ 地域科学技術政策は、地域科学技術イノベーション実現のためのきっかけ･仕組みづくりの段階から、地域内外の有望な技術シーズ等を生かしつつ、地域からグローバル展開も見据えた社会的にインパクトの大きい事業化の成功モデルを連続的に創出する段階へとステージアップすることが求められています。

・ このため、本事業では、基礎研究等で生まれた研究成果等を踏まえ、産学官が一つ屋根の下に集い、産学官による共同研究開発を通じて、事業化の加速等を図っていくための、研究開発機能を有する施設･設備の整備の支援を行います。

・ 地域が有する資源等を効率的･効果的に活用し、社会的なインパクトを有する先進的で持続可能な事業化へとつなげることで、新たな雇用の創出や地域経済の活性化を図りつつ、科学技術イノベーションを通じた国富の増大を目指します。

文部科学省　科学技術･学術政策局　産業連携･地域支援課

Ⅱ．対象となる事業者及び事業等（P1）

（1）対象となる事業者

・　事業者とは、本事業より施設・設備の設置及び所有を行うとうする者を指します。

・　対象となる事業者は以下のとおりです。

① 国公私立大学、大学共同利用機関法人、高等専門学校、国の所管する科学技術を担う法人（以下、「大学等」という。）

② 都道府県及び政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）、
都道府県等の所管する科学技術を担う法人（以下、「都道府県等の法人」という。）

- ✓ 事業者とは、国から補助を受けて事業を行おうとする主体であり、P6の「提案者」における共同提案者（当該事業者を除く）とは異なります。
- ✓ 都道府県等が事業者となる場合については、例えば、独立行政法人化していない都道府県等の1セクションである公設試験研究所への補助を想定しています。
- ✓ 都道府県等の第3セクターである株式会社は事業者となることはできません。

Ⅱ．対象となる事業者及び事業等（P2,6）

（2）対象となる事業

- 本事業の総額は150億円です。
- 産学官が一体となり、イノベーション創出に向けた実用化研究開発の加速化を図るための研究開発機能を有する施設・設備を整備します。
- 基礎的な研究活動や施設・設備の一般開放のみを目的とした事業は対象とはなりません。
- 提案のパターンは以下のとおりです。

	整備内容	支援規模
パターン①	施設・設備の両方を整備	最大10億円程度
パターン②	施設のみを整備	最大10億円程度
パターン③	設備のみを整備	最大6億円程度

✓ 全体予算額を勘案しつつ、審査を踏まえて提案に応じた適正な件数及び規模の交付決定を行います。
✓ 審査の結果により、整備する規模の見直し等の改善意見が出された場合には、交付決定時において、支援規模等も含めて、改善意見を反映させた決定を行う場合があります。

Ⅱ．対象となる事業者及び事業等（P2）

（3）対象となる経費

- 対象となる経費及び対象とならない経費は以下のとおりです。
- 原則として他の補助金との重複受給は認められません。ただし、他の補助金と本事業の対象経費を明確に区分できるものについては、その限りではありません。同様に、自己資金や外部資金を活用する際も、本事業の対象経費と明確に区分できるようにしてください。

	対象となる経費	対象とならない経費
施設整備	・建築計画に関する調査・設計・経理に必要な経費 ・工事費（新築、増築、改修）	・土地の取得や造成に係る経費 ・既存施設の解体経費 ・埋蔵文化財の発掘調査に係る経費 ・研究開発成果の実証等に関係のない機能を有する施設部分　等
設備整備	・設備の購入に必要な経費 ・設備の据え付け・活用等に必要な経費 ・既に整備した設備の据付け・移設	・設備に係る技術者の人件費 ・什器又はその移動に係る経費 ・備品的消耗品費　等

✓ 既存施設の増築や改修を行う場合や既に整備した設備の据付け・移設を行う場合にあって、当該既存施設・設備が他の補助金等により整備したものである場合には、当該他の補助金等の処分制限等に注意してください。

✓ 既に整備した設備の据付け・移設については、本事業で購入する設備と併せて使用する必要があり、かつ、新たに購入するよりも経済的である場合に限ります。

✓ 事業主体が新築、増築、改修の複数を提案することは可能ですが、その必要性や1拠点とみなすことのできる合理的な説明が必要となります。設備整備についても同様です。

Ⅲ．提案に必要な要件及び審査の方法等（P3）

（1）提案者

- 事業者としての提案は事業者あたり1件までします。
- 構想を実現する上で真に有効であると認められる場合に限り、1つの申請書（1つの拠点）の中で2事業者まで含むことが可能です。
- 事業者は以下のパターンにしたがって共同提案をすることとします。なお、共同提案者については、複数となっても構いません。

	事業者	共同提案者
パターン①	大学等	都道府県等（＋必要に応じてその他の機関）
パターン②	都道府県等	大学等（＋必要に応じてその他の機関）
パターン③	都道府県等の法人	都道府県等及び大学等（＋必要に応じてその他の機関）

✓ 上表におけるその他の機関とは、大学等、都道府県等、都道府県等の法人の他に市区町村を含みます。企業等は含みません。

Ⅲ．提案に必要な要件及び審査の方法等（P3）

（2）提案の要件

- 将来的に事業化が期待できる有望な技術シーズ・研究開発課題等が存在し、当該拠点での実証等が見込まれる、若しくは域外から技術シーズ等の事業化資源を取り込むことで当該拠点での実証等が見込まれること

- 事業化を通じた産業や雇用の創出による経済的効果が高く、国富の増大だけでなく地方創生の実現が見込まれること

- 産学官による施設・設備の共同利用による活用及び十分な運用機会が見込まれること

- 地方創生を実現できる産学官の強固な連携体制（企業の参画の見込みも含む）の構築が可能であるとともに、研究開発及び事業化に向けたロードマップが明確であること

- 課題解決のための基礎研究から実証までを一貫して取り組む拠点となりうるポテンシャルを有していること

Ⅲ．提案に必要な要件及び審査の方法等

・　地域科学技術実証拠点が事業者の組織体系に組み込まれること等により、管理体制が明確であるとともに、利用者から適正な対価を徴収することで、長期的かつ計画的に、運営・維持管理に必要な資金が確保できる見込みがあること

・　施設・設備を整備する土地又はスペースが確保されていること

✓　提案の要件は全て満たしている必要があります。
✓　土地又はスペースの確保については、提案の段階で所有もしくは貸与（処分制限等に注意すること）されていることが必要です。

Ⅲ．提案に必要な要件及び審査の方法等（P4）

（3）審査の観点と具体例

・　（2）の要件を満たした上で、社会的なインパクトと実現可能性について、以下の各観点にしたがって審査を行います。

・　あくまでも審査の観点であるため、全てを満たしていなければならないということではありません。

・　各審査の観点又はそれ以外の観点において、特に優れている点等が存在している場合は、審査において特に考慮する場合があります。

審査の観点

（ⅰ）技術シーズに基づく事業化構想の優位性・実現可能性【主に様式3－1に対応】

（ⅱ）企業の参画による事業化に向けた持続的な取組【主に様式3－2に対応】

（ⅲ）地方創生としての役割【主に様式3－3に対応】

（ⅳ）施設・設備等の維持・管理体制／施設・設備の内容【主に様式3－4に対応】

Ⅲ．提案に必要な要件及び審査の方法等

（ｉ）技術シーズに基づく事業化構想の優位性･実現可能性【主に様式３－１に対応】

・ 技術シーズ、研究開発課題及び事業化構想が有望であり、社会的インパクトのある事業化を実現できるものであるか

・ 域内で有する技術シーズや域外から取り込む資源等は事業化を考えるうえで競争優位性を有しており、企業からの引き合いや社会の要請等、大きなニーズが顕在化しているものか

・ 科学技術イノベーションの波及効果が定量的に示されているなど、経済活性化に係る社会的インパクトを有し、かつ実現可能なものであるか

・ 技術シーズ、研究開発課題及び事業化構想は、大規模産学官連携拠点形成の基盤となりうる可能性を有しているか

・ 大学等の一研究者対企業による共同研究等にとどまらず、学際的な視点も含め、組織対組織による産学官連携体制が構築できるか

・ 地域イノベーション･エコシステム形成プログラム、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム、センター･オブ･イノベーション（COI）プログラムや他の支援プログラム等を通じて、拠点で実施を予定している研究開発プロジェクトが、研究開発活動費の観点から継続的に維持できる見込みがあるか

Ⅲ．提案に必要な要件及び審査の方法等

（ⅱ）企業の参画による事業化に向けた持続的な取組【主に様式３－２に対応】

・ 施設・設備の整備が完了した時点で、設定した研究テーマに基づく企業等の入居・利用が確実となっているか

・ 技術シーズ、研究開発課題等を通じて企業等の本格的な参画（技術的・人的・物的・経済的資源の確保等）を得ることが可能か

・ 参画企業は、事業化構想及び目標の達成に資するポテンシャルを有しているか

・ 参画企業は、研究者の常駐等を通じて、施設・設備を日々活用する可能性を有しているか

・ 参画企業は、地方創生に貢献することが可能な企業であるか

・ 参画企業による事業化への適切なテーマ設定、ロードマップの策定、リソースの確保ができているか

Ⅲ．提案に必要な要件及び審査の方法等

（ⅲ）地方創生としての役割【主に様式３－３に対応】

・ 地域活性化に向けて、自治体・大学等が、地域科学技術による地方創生の新たなモデルとなりうるような連携・協働体制を構築できているか

・ 拠点の中で取り組む研究開発から見込まれるイノベーションの地方への波及効果が定量的に示されているなど、地方経済の活性化の視点があるか

・ 地元企業等による幅広い目的に応じた施設・設備の共同利用等の推進により、地域科学技術イノベーションの実現に係る寄与があるか

・ 他の地方創生に資する支援プログラムの活用等を通じて、地方創生における本事業の政策効果が高まるような提案となっているか

・ 自治体等の地域構想に基づく提案であり、地方創生における本事業の政策効果が高まるような提案となっているか

・ 災害からの復興やその他地域の特性・事情を踏まえ、社会的要請から国が優先的に支援を行う必要性があるか

Ⅲ．提案に必要な要件及び審査の方法等

（ⅳ）施設･設備等の維持･管理体制／施設･設備の内容【主に様式３－４に対応】

・イノベーション創出に向けた新規性･革新性を有する施設･設備となっているか

・自治体、大学、企業等それぞれの研究等のスペースを設け、参画企業の研究者が常駐するなど、産学官の物理的な連携･実施体制が確保されているか

・事業で整備する施設･設備の共同利用計画及び事業者の管理体制が明確であり、十分な運用機会による利用者からの適切な資金確保のもと、中長期的にも自立的かつ計画的な運営･維持管理が見込めるか

・施設･設備を整備する機関において、経営者層のリーダーシップ等による全学的又は組織的な合意形成に基づく提案となっているか

・施設･設備を整備する機関において、省エネルギーの推進や維持管理コスト削減等に資する提案となっているか

Ⅲ．提案に必要な要件及び審査の方法等（P6,8）

（4）審査の方法

・　文部科学省が有識者で構成する審査委員会を設置し、審査委員会が提案内容について書面審査等により総合的に審査を行い、文部科学省に対して推薦順位を決定します。

・　審査委員会の書面審査において追加でヒアリングが必要と判断された提案については、ヒアリングを実施します。ヒアリングの日程は、12月13日（火）を予定しています。

（5）スケジュール

・　平成28年10月14日（金）	公募開始
・　平成28年11月11日（金）17：00	公募締切
・　平成28年11中旬～12月下旬	審査
・　平成28年12月下旬～平成29年1月上旬（以降採択された提案の事業者のみ）	採択結果の公表
・　平成29年1月初旬	交付申請
・　平成29年1月中旬まで	交付決定、事業開始

※交付決定後はすみやかに事業に着手してください。

Ⅳ. 申請内容(P6)

提案者は、以下の①～⑦について、11月11日(金)17時まで(必着)に文部科学省へ郵送又は持参してください。郵送の場合は宛先面に「地域科学技術実証拠点整備事業公募申請書類在中」と朱書きの上、提出してください。

① 地域科学技術実証拠点整備事業公募申請書【様式1】
② 地域科学技術実証拠点計画概要【様式2】
③ 地域科学技術実証拠点計画【様式3－1～様式3－4】
④ 地域科学技術実証拠点計画ロードマップ【様式4】
⑤ 申請内容のポイントのわかるパワーポイント資料【任意様式】
⑥ 申請内容のポイントのわかる動画【任意様式】
⑦ 【任意提出】参画企業からの推薦書・念書等【任意様式】

✓ 「【様式2】地域科学技術実証拠点整備計画概要」の「3. 拠点計画概要」のみ1枚以内としていますが、それ以外については制限はありません。

Ⅳ. 申請内容

①【様式1】地域科学技術実証拠点整備事業公募申請書

・ 共同提案者の捺印については、各機関における決裁業務等の効率化を図る観点から、事業者と別々の用紙でも構いません。

③【様式3－1】技術シーズ及びテーマの優位性・実現可能性

・ 「(3)主なプロジェクト参画者」については、事業主体及び共同提案者の機関における研究者等をさします。企業等の研究者等は含みません。

③【様式3－1】技術シーズ及びテーマの優位性・実現可能性

・ 「(6)構想・目標の実現に向けた研究活動費の確保」については、公的資金のみをさします。企業による民間資金については「【様式3－2】企業の参画による事業化に向けた持続的な取組」において記載してください。

③【様式3－3】地方創生としての役割

・ 「(4)他の地方創生関連事業との関連性」については、公的資金のみをさします。本事業と他の補助金との重複受給は認められないため、対象を明確に区分できるようにしてください。

④【様式4】地域科学技術実証拠点計画のロードマップ

・ 5年間程度のロードマップとしてください。

⑤【任意様式】申請内容のポイントの分かるパワーポイント資料

・ 様式等は自由です。追加の面接審査の対象となった場合に、プレゼン資料として使用していただいてもかまいません。

・ 特に、「③【様式3－1】技術シーズ及びテーマの優位性・実現可能性」の補足として、技術シーズ等の優位性、研究開発課題についての実施の必要性がわかる説明は、最低限含めるようにしてください。

⑥【任意様式】申請内容のポイントの分かる動画

- 「審査の観点と具体例」を踏まえ、審査員に提案内容のポイント等が分かる内容の10分以内の動画としてください。（動画は、10分間で提案内容を説明する一般的な面接審査のイメージでお考えください。このため、例えば、「⑤申請内容のポイントの分かるパワーポイント資料」（加えて、必要に応じて①～④）に沿ってページ番号とそれぞれのポイントを説明していただく形が一案となります。施設・設備を整備するスペースの動画等は不要です。）
- 拡張子は通常のパソコン等で見られるものとしてください。
- 一般的な面接審査同様、説明者を中心としたシンプルな動画としてください。動画における説明者は提案内容を具体的に説明のできる方としてください。説明者のレベルが審査に影響することはありません。

⑦【任意様式・任意提出】参画企業からの推薦書・念書等

- 提出は任意です。企業の数をしぼって、中心になる企業のみでも構いません。内容・署名の肩書等についても基準等はありません。
- 本書類は、「③【様式3－2】企業の参画による事業化に向けた持続的な取組」の資料を、実現可能性の観点から補完する位置付けです。このため、コミット等に関し具体的であるほど状況を把握するうえでは適切ですが、関係の構築ができていない企業等に、無理に依頼をすることは適切ではありません。あくまでも現在までの企業との関係を踏まえ、提出が可能な範囲でお願いします。企業等からのクレームがあった場合には、審査結果に影響を与えることがあります。
- 本書類は、提案締切時点で提出いただいたものをもって、審査における参考資料といたします。

Q&A

Q. 「地域」の定義はありますか。

A. 対象となる事業者の要件を満たしていれば提案が可能です。

Q. 基礎的な研究活動や施設・設備の一般開放のみを目的とした事業とはどのように判断されますか。

A. 申請書において、拠点計画における技術シーズ及びテーマの優位性と、産学官連携による当該テーマの実現可能性等について記載することを求めているように、申請書の内容等から総合的に判断します。

Q. 設備を導入する予定のスペースの確保が導入時期より後となるため、先に他のスペースに設置しておくことは可能ですか。

A. 原則として、設備の導入時にスペースが確保されていることが要件となります。

Q. 例えば大学等が事業者となる場合、共同提案者は都道府県等となっていますが、市区町村から土地又はスペースを無償又は有償で貸与することで、施設・設備を整備することは可能ですか。

A. 市区町村も追加で共同提案者となることが可能です。土地の確保については、無償又は有償で貸与することは可能です。判断に迷う場合は個別に御相談ください。

Q&A

Q. 土地を借り上げる場合は期間をどれくらいに設定すればよいですか。登記上借地権を設定する必要がありますか。

A. 個別に御相談ください。

Q. 本事業で整備する施設と周辺既存施設との渡り廊下を整備することは可能ですか。

A. 可能ですが、周辺既存施設と含めて1拠点であるとみなすことのできる合理的な説明が求められます。

Q. 公募申請書と、補助金交付申請書は異なりますか。

A. 異なります。このため、1つの公募申請書で2事業者が含まれる場合には、補助金交付申請書については、各主体それぞれで作成のうえ、提出していただくこととなります。

Q. フォローアップ等の調査は行われますか。

A. 実施期間内は、1か月ごとに契約状況について文部科学省に報告をしていただくこととなります。この他、実施状況又は整備後の利用状況等について文部科学省により調査を行う場合があります。

Q&A（10月28日追加）

Q. 施設及び設備を整備する場合は最大10億円程度とされていますが、10億円程度のうちの設備整備費について6億円を超えて申請することは可能ですか。

A. 設備のみを整備する場合には最大6億円程度としており、施設及び設備を整備する場合にあっても、設備費は最大6億円程度としてください。

Q. 土地・スペースの貸与について、申請時点では未契約でも申請は可能でしょうか。

A. 審査においては、施設を整備する土地又は設備を整備するスペースが確保されている状態であると判断できるか否かについて審査します。

Q. 施設整備の一環として、既存の配管の整理は可能ですか。

A. 施設整備時に土地が確保されていることが要件となるため、原則として、対象とはなりません。なお、更地にするための費用等は造成の一環であり、対象とはなりません。

Q. 新たな施設の活用に必要となる他施設にある電源設備や中央監視装置の改修・増設等は可能ですか。

A. 当該施設の整備の一環として見なすことのできる妥当性及び合理性があると判断される場合に限ります。

Q&A（10月28日追加）

Q. 民間施設の一部（例えば、当該民間施設の〇階部分全体やある一室）を借りた上で改修を行うことは可能ですか。

A. 事業者とは、本事業により施設の設置及び所有を行おうとする者であり、原則として、事業者以外の他者の所有する施設の改修は対象となりません。

Q. 既存の設備の高機能化は可能ですか。

A. 当該設備の資産価値が向上すると判断される場合に限ります。

Q. 他の施設にある設備について、新たに整備する施設への据付け・移設に係る費用は対象となりますか。

A. 事業の目的を達成するうえで不可欠な設備であり、かつ、新たに購入するよりも経済的であると判断される場合に限ります。

Q. 【様式1】地域科学技術実証拠点整備事業公募申請書については、都道府県知事又は政令指定都市市長の捺印が必要ですか。

A. 本事業への申請にあたっては、必ず都道府県又は政令指定都市が提案者に含まれることとなります。したがって、都道府県知事又は政令指定都市市長の捺印が必要となります。

連絡先

- 本資料に関して、質問等がある場合には、以下の連絡先にメールもしくは電話等にて御連絡をお願いいたします。
- 公募期間中は、事業の趣旨等についての質問・面談等は可能です。一方審査に直接影響するような記載内容の確認等は行えませんのでご了承ください。

【本資料及び事業に関すること】
担当：寺崎、濵、高木
問い合わせ先
電話番号：03-6734-4194／03-6734-3894
E-mail：koubotiiki@mext.go.jp